

令和8年度から中学校部活動はどうなる？

奈良県が、『令和8年度から、休日の教員の指導による学校部活動を廃止する』との方針を示したことにより、奈良県内の公立中学校では、休日の学校部活動は行われなくなり、地域クラブ活動として実施することになります。 ※平日の部活動は、当面の間、今までどおり実施されます。

これを受け、五條市では、令和8年度から学校部活動に準じて、休日に活動を行える場として、下記のとおり地域クラブ活動を検討しています。

- ・地域クラブ活動では、公立中学校の生徒で参加を希望すれば誰でも参加できます。
- ・地域クラブ活動は、原則、競技種目単位での活動となります。
- ・地域クラブ活動は、指導者の確保ができる競技など、整備が整った部活動から実施となります。

令和6年度については、地域クラブ活動における傷害保険代は公費で負担します。

今後、地域クラブ活動に係る諸費用については協議会で検討していきます。

令和8年度以降の部活動のイメージ

	平日（月曜日～金曜日） のうち4日間	休日（土曜日・日曜日） いずれか1日
Aさん	A 競技	A 競技
Bさん	A 競技	休日は活動しない
Cさん	A 競技	B 競技
Dさん	学校部活動参加なし	A 競技
	学校部活動 （学校教育活動）	地域クラブ活動 （社会教育活動）
	学校の教員・部活動指導員による指導	地域の指導者による指導 ※兼職兼業の許可を受けた教員等も指導者となります。